

部会ニュース「7-65」を発行しました。

下記のとおりお知らせします。

▼目次

1. 特養は7割弱、老健・介護医療院は約8割が協力医療機関を選定済み
 2. LIFE 関連加算、2階層構造への再編を提言 厚労省検討会
 3. 介護職員等処遇改善加算、事務処理手順を事務連絡 正式には3月中旬
-

1. 特養は7割弱、老健・介護医療院は約8割が協力医療機関を選定済み

- ・2024年度介護報酬改定の効果検証調査によると、施設系サービスにおいて急変時の相談・診療・入院受け入れに対応する協力医療機関を定めている割合は、介護老人福祉施設（特養）が7割弱、介護老人保健施設（老健）と介護医療院は約8割であることがわかった。調査結果は2月18日に、社会保障審議会・介護給付費分科会の介護報酬改定検証・研究委員会に報告された。
- ・24年度の介護報酬改定では、在宅療養支援病院・診療所などの実効性のある連携体制の構築を目指し、施設系サービスについては、(1) 常時相談対応を行う体制、(2) 常時診療を行う体制、(3) 入所者の入院を受け入れる体制（病院のみ）の3要件を備えた協力医療機関を定めることを義務化。居住系サービスでは(1)、(2)を満たす協力医療機関を定めることが努力義務化された。
- ・27年3月末まで3年間の経過措置が設けられており、調査時点の25年9-11月時点で要件を満たす協力医療機関を定めていた割合は、▽特養・67.9%▽老健・83.3%▽介護医療院・84.9%▽特定施設入居者生活介護・73.6%▽認知症対応型共同生活介護・64.2%—など。特養が約6割、老健と介護医療院が約7割だった24年の前回調査時から進捗がみられた。
- ・要件を満たす協力医療機関を定めていない施設のうち、調査時点で「まだ検討を行っていない」と回答した施設の割合は、特養24.4%、老健44.0%、介護医療院50.0%—などだった。その一方で、「特定の医療機関と協議を行っている」、「医師会に相談している」、「自治体に相談している」など、何らかの取り組みを進めている施設も一定数存在した。
- ・義務化対象施設における「協力医療機関連携加算」の算定状況をみると、3要件を満たす協力医療機関を定めている場合に限り算定可能な月50単位の算定割合は、特養37.6%、老健58.3%、介護医療院51.8%。非算定施設が算定しない理由では、「定期的な会議の負

担が重く、会議を行えていない」と回答した割合が相対的に高かった。

- ・また、医療機関への入院が必要になった入所者への対応を、要件を満たす協力医療機関を定めている場合とそうでない場合とで比較すると、▽認知症対応型共同生活介護を除き、要件を満たす協力医療機関を定めている場合のほうが、自施設の車両による搬送の割合が高い▽特養、老健、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護では要件を満たす協力医療機関を定めている場合のほうが、救急車による搬送の割合が低い一傾向にあることが判明。連携体制の構築により、高齢者施設などからの救急搬送を減らすという点では一定の効果をあげていることが示唆された。

○第 32 回社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会

(Web 会議) 資料 令和 8 年 2 月 18 日 (水)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_65393.html

2. LIFE 関連加算、2 階層構造への再編を提言 厚労省検討会

- ・厚生労働省は 2 月 16 日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、「科学的介護情報システム (LIFE) のあり方」検討会のとりまとめ内容を報告した。検討会は、現行の LIFE 関連加算のうち「科学的介護推進体制加算」を基礎的評価、それ以外の加算を「科学的介護推進体制加算」の上乗せ評価とする 2 階層の構造に整理することを提言。これを受け、分科会で 2027 年度介護報酬改定に向けた具体的な制度設計を議論することになった。
- ・LIFE は介護サービスの質向上を目的として 21 年度に運用を開始。これに合わせて 21 年度の介護報酬改定では、LIFE にデータを提出し、LIFE からのフィードバックデータをサービス提供などに活用した場合の評価として LIFE 関連加算が創設された。LIFE 関連加算は、「科学的介護推進体制加算」、「ADL 維持等加算」、「リハビリテーションマネジメント加算」、「栄養マネジメント強化加算」など多岐にわたり、25 年 4 月時点の算定率は、施設サービスが約 7 割、通所・居宅サービスは約 5 割に及ぶ。
- ・検討会のとりまとめでは、算定事業所の約 9 割が「科学的介護推進体制加算」を算定し、当該加算以外の LIFE 関連加算のいずれかを算定している事業所においても約 9 割で「科学的介護推進体制加算」が併算定されていることを指摘。こうした実態を踏まえ、現行の LIFE 関連加算について、▽「科学的介護推進体制加算」を分野横断的に基礎的な情報を収集する 1 階層目の加算とする▽「科学的介護推進体制加算」以外の LIFE 関連加算を、「科学的介護推進体制加算」を算定した上で算定する 2 階層目の加算とする一という 2

階層の構造に組み替えることを提言した。

- ・個々の LIFE 関連加算については、▽フィードバックや研究に活用する観点からの有用性▽アセスメントや入力する上での負担ーを考慮しつつ、見直しを検討することを求めた。
- ・LIFE の対象範囲見直しについては、訪問系サービスや通所系サービスでは 1 人の利用者に複数事業所が介入することや、小規模事業所が多いことなどから、「令和 9 年度（27 年度）介護報酬改定に向けた LIFE 関連加算の新たな導入は慎重にすべき」との見解を示した。その一方で、LIFE の対象であるのに算定を行っていない施設・事業所への対応を次期改定における検討課題に位置付けた。
- ・厚生労働省は、今後新設予定の「LIFE の提出項目等に係る作業部会」で LIFE 関連加算の各項目の見直しについて検討し、その結果を受けて秋頃から介護給付費分科会で具体的な議論に入るスケジュールを示した。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○第 254 回社会保障審議会介護給付費分科会（web 会議）資料

令和 8 年 2 月 16 日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69866.html

3. 介護職員等処遇改善加算、事務処理手順を事務連絡 正式には 3 月中旬

- ・厚生労働省は 4 日、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（2026 年度）（案）」について、都道府県や市区町村の介護保険担当主管部（局）に事務連絡した。現時点でこの案の内容は「調整中」としており、3 月中旬を目途に正式に発出される。現時点の案を送付したことについては、「新年度からの加算取得などに係る事務の便宜に役立てるため」と説明している。
- ・「介護職員等処遇改善加算」の見直しは、介護分野の職員が他職種と遜色のない処遇となるための改善に向けて 26 年度の臨時改定で実施される。具体的には、従来介護職員のみだった加算の対象を介護従事者にも拡大する。さらに、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乘せの加算区分を新設することに加え、これまで加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援などが算定できる処遇改善加算が創設された。

- ・事務連絡では、同加算の算定に係る事務処理手順として、「体制等状況一覧表等の届出」（以下、体制届出）、「処遇改善計画書等」「実績報告書等」などの作成・提出について期 日を明示している。
- ・例えば「体制届出」については、居宅系サービスの場合は算定を開始する月の前月 15 日、施設系サービスの場合は算定を開始する月の 1 日までに、介護サービス事業所が所在する自治体に提出する。26 年 4 月から新規に同加算を算定する場合や同加算の区分変更の場合、届出期日は、居宅系サービスおよび施設系サービスのいずれにおいても 26 年 4 月 1 日となる。ただし、処遇改善計画書の届出期日が 4 月 15 日であることを踏まえ、期日を 4 月 15 日にしても差し支えないとしている。厚労省は、各自治体に対し、届出の期日設定について柔軟な取り扱いにしよう求めている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

介護保険最新情報 Vol.1474 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え
並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度）（案）」

令和 8 年 3 月 4 日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001666256.pdf>